

IV. その他

◎ 過大支払利子税制について、生命保険事業の実態を踏まえた所要の措置を講じること

平成31年度税制改正において、過大支払利子税制については、「BEP Sプロジェクト」の合意事項等に沿って諸外国において対応が進んでいることを踏まえ、企業実態にも配慮しつつ、必要な制度改正が行われました。今後、必要に応じて、生命保険事業の実態を踏まえた所要の措置を講じることがを要望します。